

〔論文〕

保育ソーシャルワークにおける 「繋ぐ」機能の担い手の現状と可能性

—TEA（複線径路・等至性アプローチ）による困難事例支援過程の分析—

澁野 順子
Junko Shibuno

大阪総合保育大学
総合保育研究所 客員研究員

保育所等における困難事例の支援過程について、9名の所園長にインタビュー調査を行い、複線径路・等至性モデリング（「TEM」）で分析し、図示した。支援が「できた」か「できなかった」かの分岐には、保育の専門性としての保育ソーシャルワーク力の発揮が功をなしていたが、一方、現状の保育現場には荷が重く、支援に至る限界も見えた。

保育現場で「支援できる」ことに繋がる組織的な連携があれば、重篤なケースも解決に向かうことが分かった。現代の多様な子育ての姿に対応すべく、保育所等の組織的な保育ソーシャルワーク力の向上には、保育とは違う専門性を持つソーシャルワーカーとも繋がり、協働できることが必須であろう。それが支援の深さとその担い手の可能性を拓けると考えられる。

キーワード：保育ソーシャルワーク、子育て支援、繋ぐ、他機関、連携

I 問題と目的

1. 問題

すべての児童が健全に育つ権利をもつが、育てる義務のある親の環境や養育力により、その育ちは左右される。特に産前産後から乳幼児期にかけては愛着形成の大切な時期である。配慮や支援が求められる子どもとその家庭への即時的な対応や働きかけが必要であり、子育て困難の予防も含め、その効果は大きいと推測される。

子育てに関する相談支援は、おおむね子育てをしている人からの発信でスタートする。しかし、本当に支援が必要な親子からの発信がないまま、昨今の不明児童の存在や虐待等に象徴されるように、命にかかわる事例も存在する。子どもの利益や命を「繋ぐ」ために、相談されることを待ってられない事態もある。家庭や地域と一緒に子育てをする、保育所等保育・子育て支援機関の責務はますます大きくなる。

現に、毎日密に親子に接する保育所等は、生活費や病気で困っている不安な親子や、子育て放棄にさらされている子どもなどを、他機関の支援に「繋ぐ」必要に迫られることがある。保育の専門職としての保育所等は、誰かに、どこかに「繋ぐ」ことで、子どもの最善の利益を保障するために機能していると言える。

昨今の社会情勢を踏まえ、将来を見通し改定された保

育所保育指針（厚生労働省、2017）「第4章 子育て支援」の中では、地域の関係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めることが求められている。また、育児不安や不適切な養育や虐待が疑われる場合には、速やかに市町村や関係機関と連携することとし、児童相談所への通告にも言及された。地域の関係機関等との連携については、市町村や地域の関係機関等との積極的な連携及び協働を図り、地域の人材を活用する等、地域の子育て家庭への更なる支援が強調されている。

もう少し深く、支援を展開する中での「ソーシャルワーク」について言及している新旧の解説を比較してみる。以前の保育所保育指針解説書（厚生労働省、2008）の「第6章 保護者に対する支援」の中で、すでに保育現場では、保育士がソーシャルワークの機能を担っていることを明言している。しかし、それに続き、同時に保育士はソーシャルワークの専門職ではないことにも言及している。つまり、保育士のソーシャルワークにおける専門性だけでは支援に限界があること、しいては、ソーシャルワークの専門職にゆだねなければならないこともあるということである。

10年後の保育所保育指針解説書（厚生労働省、2018）の「第4章 子育て支援」の中では、ソーシャルワークの専門職との協働で支援を行うこととし、保育士がソーシャルワーク力を身に付けて支援することが望ましい支

援とされている。

なお、改訂された幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府，2017）の第1章「第3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」及び第4章「子育ての支援」の中でも、相互に有機的な連携を図りつつ、子どもの利益を最優先して行うよう努めることとされている。その上で、保護者及び地域が有する子育て力の向上に資するよう、具体的に支援の内容が述べられている。

また、改訂された幼稚園教育要領（文部科学省，2017）の第3章「第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」の中では、子育ての支援のために関係機関との連携及び協力を配慮しつつ、相談や情報交換や交流の場の提供をするなど、地域を含めた子育ての支援のセンターとしての役割を果たすよう定められた。このように、保育所だけでなく認定こども園や幼稚園においても、困難を抱える親子等に寄り添い、働きかけ、親自身に自己決定を促すことが求められている。保護者や地域に子育て力をつけてもらうことによって、子どもの利益に繋げる役割があるといえる。

「ソーシャルワーク」の言葉が表出したのは、保育所保育指針解説書の中だけで、2008年の改定時に入れられ、2018年改定時の解説の中にもある。「ソーシャルワーク」の言葉があろうとなかろうと、支援が求められる親子は、地域を含め、どの保育施設にも存在する可能性がある。ゆえに、等しくどの保育現場も、保育ソーシャルワーク力を組織として持ち合わせなければならず、現にそれぞれ機能を果たしていると考えられる。

また、こうした子育て支援を行う際の「保育ソーシャルワークの機能」については、ソーシャルワーカーの役割から、仲介機能、調停機能、代弁機能、連携機能、処遇機能、相談援助機能、教育機能、保護機能、交流支援・組織化機能、ケースマネジャー（CM）機能、側面的支援機能、管理・運営機能、スーパービジョン（SV）機能、調査・計画機能、社会変革機能の、15の機能があるとまとめられている（鶴・中谷・関川，2016）。

このように保育士等には様々な「保育ソーシャルワーク機能」が求められているが、実際の保育現場では、保育士等の専門性以上のことが求められ、なす術なく、立ち往生してしまうような、困難な事が起こることもある。先行研究においても、保育士等が保育ソーシャルワークの機能を担うための資質向上を課題とする論文も見られる（鶴他，2016）。また、やはり重篤なケースへの対応やスーパービジョン機能、調査・計画機能、社会変革機能等が求められると、保育士等とは別に「ソーシャルワーカー」のような専門性のある存在が必要であり、今後の課題であると締め括られている論文や著書も見られる

（鶴他，2016；伊藤・永野・中谷，2011）。保育にかかわる相談支援を行う保育ソーシャルワーカー等が、必要に応じて保育所等に配置されることで、困難事案がより円滑に解決改善したり、困難予防が図れたりする可能性が考えられる。一般のソーシャルワーカーは社会福祉士、精神保健福祉士などの国家資格が必要な場合が多い。保育ソーシャルワーカーについては、日本保育ソーシャルワーク学会が2016年から保育経験者を対象に養成研修を行い、認定証を発行し始めている。こうしたソーシャルワークの専門職の存在があれば、専門性をもって困難事例に対応できるのではないかと考える。例えば、保護者が精神疾患の場合、保護者からは相談がなくても、園長は精神保健福祉士（ソーシャルワーカー）に援助支援の相談ができるのではないだろうか。また、第三者の立場で保護者の相談援助をする人がいれば、デリケートな課題や問題があっても、園と保護者の関係を仲立ちすることもできるのではないだろうか。

また、「保育ソーシャルワーカー」の職名でなくても、保育所等に、保育に関するスーパーバイズを担当する人が存在すれば、保育ソーシャルワーカーを兼務する形でのスーパービジョンが可能ではないだろうか。例えば、保育アドバイザーが地域の情報に詳しく、豊富な経験から主任や園長に助言したり、最初に他機関に「繋ぐ」橋渡し機能を果たしている事例がある。この保育アドバイザーの行為はソーシャルワーカーとしての機能も果たしているといえるだろう。また、全国保育士会主催の保育スーパーバイザー養成研修の平成29年度の内容には「保育士に求められるソーシャルワークとその活用」「地域を基盤とした総合的な相談支援について」といった内容が含まれている。保育スーパーバイザーがスーパーバイズする内容に、ソーシャルワークが求められていることがうかがわれる。

これらのことから、前述した、保育現場に求められている「保育ソーシャルワーク機能」を担う入口は、「繋ぐ」「繋がる」行為・機能にあると考える。家庭と繋がる。他機関と繋がる。家庭と他機関を繋ぐ。では、この支援の入口である「繋ぐ」機能は保育現場で実際どう展開されているのであろうか。

2. 目的

保育所等が組織的に子育て支援機能の専門性をさらに高めていくことが、地域を含めた保育現場の親子を取り巻く問題解決へ繋がるであろうと予測されるが、上記で述べたように課題も存在している。そこで、まずは現状を調査することにより、保育現場において保護者や専門機関等の「人」を「繋ぐ」「繋がる」ことの必要性を明ら

かにし、保育ソーシャルワークの可能性を見出すことを本研究の目的とする。具体的には、保育所等の所園長にインタビュー調査を行い、困難事例発生時に誰がどのように支援しているか、どことどう繋がっているかといった支援の過程を追う。その結果から「支援が問題解決に繋がった事例」と「支援が問題解決に繋がらなかった事例」の分岐要因は何かを見出す。その結果をもとに、語りの中から保育所等で求められている「繋ぐ」機能を見出す。それによって、親子の生涯を見据えた、「自治体・医療保健・福祉・教育」が連携・協働する出発点の機構構築に繋げるには、どうすればよいかを見極め、考察する。

本研究におけるソーシャルワークの定義については、改定前ではあるが、保育所保育指針解説書（厚生労働省、2008）のコラムから引用する。「ソーシャルワークとは、生活課題を抱える対象者と、対象者が必要とする社会資源との関係を調整しながら、対象者の課題解決や自立的な生活、自己実現、よりよく生きることの達成を支える一連の活動をいいます。対象者が必要とする社会資源がない場合は、必要な資源の開発や対象者のニーズを行政や他の専門機関に伝えるなどの活動も行います。さらに、同じような問題が起きないように、対象者が他の人々と共に主体的に活動することを側面的に支援することもあります。」と定義されている。保育にかかわるソーシャルワークにおいては、その対象者が、地域を含めた広義の保育にかかわる児童、保護者、周辺の人や保育所等職員にも及ぶと考えられる。

また、本研究での保育ソーシャルワークにおける「繋ぐ」機能の定義は、「繋ぐ」の語の意味（小学館国語辞典編集部、2017）から、①橋渡し機能 ②寄り添い機能 ③輪にする機能 ④連結機能 ⑤持久継続機能 ⑥追跡機能と考える¹⁾。

「繋ぐ」機能の意義は、保育ソーシャルワークの第1歩であり、人と人とが顔の見える関係で繋がりが合い、輪になり、組織だった「連携」へ「協働」へと発展することにあると考えられる。また、その機能を果たす必須条件は、各人の思いや信頼の繋がりであり、常に主役である子どもや親の安心感や自己肯定感がスモールステップで積みあげられるよう支え、援助する役目が保育士等にはあると考えられる。

II 方法

1. 調査対象者

近畿圏の9所園（公立幼稚園1園、公立保育所1園、私立保育園所5園、私立認定こども園2園）の所園長（異動

等で当時含む）に協力を得た。対象所園の選定にあたっては、保育施設種や公私立等運営組織も多種であることを考慮した。調査対象者を所園長としたのは、管理者として所園内の困難事例を把握していると考えたためである。

2. 調査期間

2017年9月から11月にかけて行った。

3. 手続き

調査は、あらかじめ、ご協力いただけるかを打診し、承諾を得た各所園を訪問し行った。事前に所園長やその上司に依頼文書とインタビュー調査の説明文書で調査の概要、インタビューの内容、結果の処理及び公表に関する内容（本研究は倫理的配慮に基づき実施すること、方法は録音後逐語録をおこし分析すること、インタビューの対象となる園や子どもや保護者について園名や個人が特定されるものではないこと、回答から得た情報は流出しないように配慮・保管し、研究以外に一切使用せず、研究終了後は破棄すること、調査の結果は可能な限り統計的に処理すること、園名等を公表することは一切ない、また学会・論文などで調査の結果を公表した場合には、その内容を園宛に郵送すること、研究に同意しても各質問項目への回答は任意であること）を事前に確認してもらい、訪問時に「調査への同意書」を回収した。

4. 調査材料

調査では所園長を対象に約60分の半構造化面接を行った。その後、面接の録音をもとに逐語録を作成し、それを分析材料とした。主な面接質問内容は、過去の困難事例について、「誰がどのように対応し、どのような方向へ行きましたか」とし、事例はおおよそ5年以内のものをあげてもらい、自由に話してもらった。

5. 分析方法

(1) 分析方法の選択

本研究では、困難事例における対象者と保育現場双方の思考や感情・態度や行動などを時系列に並べ、その過程を可視化する必要がある。また、事例収束時点において、「支援が問題解決に繋がった」、「支援が問題解決に繋がらなかった」の分岐点があるのであれば、それぞれに至る過程も可視化する必要がある。そこで、質的研究方法のひとつである、複線径路・等至性モデリング（Trajectory Equifinality Modeling；以下「TEM」と表す）でインタビューデータを分析することが有効であると考えられる。詳細は以下のとおりである。

TEMについて荒川・安田・サトウ（2012）は、「個々

人がそれぞれ多様な径路を辿っていたとしても、等しく到達するポイント（等至点）があるという考え方を基本とし（安田，2005）、人間の発達や人生径路の多様性・複雑性の時間的変容を捉える分析・思考の枠組みモデルである。」としている。また、同じく荒川他（2012）は「質的研究法をうまく使えば、視点を増やしたり、理解を深めたりすることはできるが、その視点やその理解の仕方が他に比して正しいと証明するものでもない。」『質的研究では「現場や当事者、現象にできる限り寄り添う」ことで、自分の思い込みとは異なる視点のありように気づこうとする』ともある。保育現場で行われている困難事例に対する保育ソーシャルワークの過程を TEM の方法で分析することで、支援の在り方の視点を拡げられるのではないかと考えられる。

また、「経験則的に 1, 4, 9 の法則を提案することができる」（サトウ・安田・佐藤・荒川，2011）とされ、データ数に法則性があり、表 1 のようにまとめられている。

そこで、本研究では、9 所園の各所園長の各逐語録の

中から困難事例の一つ取り上げ、径路の類型も把握することとした。

（2）TEM のラベルの設定と TEM 図の作成

分析にあたっては、荒川他（2012）による「複線径路・等至性モデルの TEM 図の描き方の一例」を参考に手順を踏んだ。まず、9 つの逐語録の取り上げる事例部分を、それぞれ、意味のまとまりごとの文節で切片化した。そして、それぞれの困難事例の発生から収束までを時系列に並べた。次に、同じような経験をまとめ分け、それぞれの経験事象にラベルを付け、TEM で分析し TEM 図に示した。その時、TEM の概念である等至点（EFP）、両極化した等至点（P-EFP）、分岐点（BFP）、必須通過点（OPP）、社会的方向付け（SD）、社会的助勢（SG）というラベルを整理し分析していく必要がある。各ラベルの意味合いについては、青木（2016）の TEM の理論を構成する基本概念の説明を参考に作成し、表 2 にまとめた。

本研究は困難事例の支援の過程を明らかにすることが

表 1 「何人を対象として話を聞くか」についての経験則とその利点

インタビュー対象者数	利点
1 人	個人の経験の深みを触ることができる
4 ± 1 人	経験の多様性を描くことができる
9 ± 2 人	径路の類型を把握することができる

表 2 TEM の理論を構成する基本概念の説明 [(青木, 2016) を参考に作成]

名称	略英語等	説明
等至点	EFP (Equifinality Point)	研究者が研究目的に基づいて焦点を当てた、等しく至る点。本研究では「支援が問題解決に繋がった」等収束を等至点とする。
両極化した等至点	P-EFP (Polarized EFP)	等至点とは価値的に背反するような（もう一つの）等至点を示す概念。実際になされた選択に対する補集合的な選択として想定。本研究では、「支援が問題解決に繋がらなかった」等収束を想定する。
分岐点	BFP (Bifurcation Point)	ある経験において、転機となる状態や、実現可能な複数の径路が用意される状態の結節点。本研究では、園での困難や支援対象事象の発生、園の初動対応や働きかけ、その後の園の対応や働きかけが分岐点となる。
必須通過点	OPP (Obligatory Passage Point)	ある地点からある地点に移動するために、多くの人がほぼ必然的に通らねばならない地点。倫理的・制度的・慣習的にほとんどの人が経験せざるを得ない経験のこと。本研究では、園の対応・働きかけに対する対象者の反応（受け入れ、拒否）となる。
社会的方向付け	SD (Social Direction)	他の選択肢があるにもかかわらず、特定の選択肢を選ぶように仕向けられる環境要因と、それを下支えする文化社会的圧力。等至点（EFP）に向かうことを妨げる力。
社会的助勢	SG (Social Guidance)	何かを選択し、歩みを進めていく際に働く、何らかの援助的な力。等至点（EFP）に向かうことを助ける力。

目的であることから、「支援が問題解決に繋がった」収束を等至点 (EFP) と設定した。また、必須通過点 (OPP) は、困難事例が発生したときの園の対応・働きかけへの反応と設定した。社会的方向付け (SD) は「支援が問題解決に繋がらなかった」方向へ進ませる環境要因と圧力、社会的助勢 (SG) は「支援が問題解決に繋がった」へ歩みを進ませる、援助的な力とした。

その後、収束点への分岐点を意識しながら、事象を繋ぐ線を引き、両極化した等至点への線を引き込み、事例の変遷が分かるようにした。

Ⅲ 結果

表3は9つの困難事例の概要を表にまとめたものである。この9つの困難事例における解決に向かう過程を合わせて、TEM 図にしたものが図1である。

TEM の理論を構成する基本概念に添って、支援過程について以下のように分岐点毎にまとめることができた。

1. 分岐点① 園での困難や支援対象事象の発生

まず、「困難が生じたり支援が必要になったりする背景や要因になること」があり、子の生育歴・親の精神疾患・世間への不信・家庭環境の変化・機関連携の不備・親子の不安・情報共有ミス・園の見立て違い等の内容だっ

た。これが、最初の BFP (分岐点) ①「困難事例の発生」に作用している。

困難事例の概要は表3のとおりであり、この時点で、「発生しない (園が困難事例と認識しない)」という P-EFP (両極化した等至点) ①に分岐する可能性もあったが、9事例とも発生 (園が困難事例と認識) した。

2. 分岐点② 園の初動対応、働きかけ

BFP (分岐点) ②の園の初動対応、働きかけの内容は、傾聴・受容・担当課や担当医との情報交換連携・送迎援助・説明・検証・謝罪・処分・園の見立ての再構築等であった。この時点で、P-EFP (両極化した等至点) ②「園の初動がない (困難事例にかかわらない)」に分岐する可能性もあったが、9事例とも園の初動はみられた。この BFP (分岐点) ②に作用したのが、SG (社会的助勢) ①で、園と対象者との信頼関係、迅速な他機関との情報共有、園長の過去の他機関の人との繋がりや経験等であった。

BFP (分岐点) ②に対しての対象者の反応が、OPP (必須通過点) ①「対象者が支援を受け入れた。改善が見られた。」、つまり、和解・安心できた・親子のケアができた等に向かうものと、OPP (必須通過点) ① (以降、文中では図1の色付きの OPP の方を下線で表すこととする)「対象者が支援を拒否した。新たな困難が生じた。状態が悪化した。」、つまり、親の不調・周囲からの非難等

表3 困難事例の概要

	所園種 主な担い手	困難事例 内容	収束状況
1	公立保育所 園長	母の依存 (虐待予防)	支援できた (児相等と連携)
2	私立保育園 園長	医療より 母不調情報 (ネグレクト傾向)	支援できた (担当医等と連携)
3	私立認定こども園 園長	職員のミス (子の不安定)	支援できた (自治体、元保護者と連携)
4	私立保育園 園長	地域の気になる親子 待機児の一時預かり	支援できた (困窮のまま)
5	私立認定こども園 園長 (自治体)	母の不合理な要望 (担任不安定)	支援できた (次年度新たな困難)
6	私立保育園 園長	担当課の守秘義務違反	担当課との信頼の再構築必要
7	私立保育所 園長	単親 (母) の失業	支援拒否
8	公立幼稚園 園長	母の不合理な要望 (担任不安定)	他自治体私立園へ転出
9	私立保育園 園長 (自治体)	母の不調 (ネグレクト傾向)	他自治体へ転出後再転出で消息不明

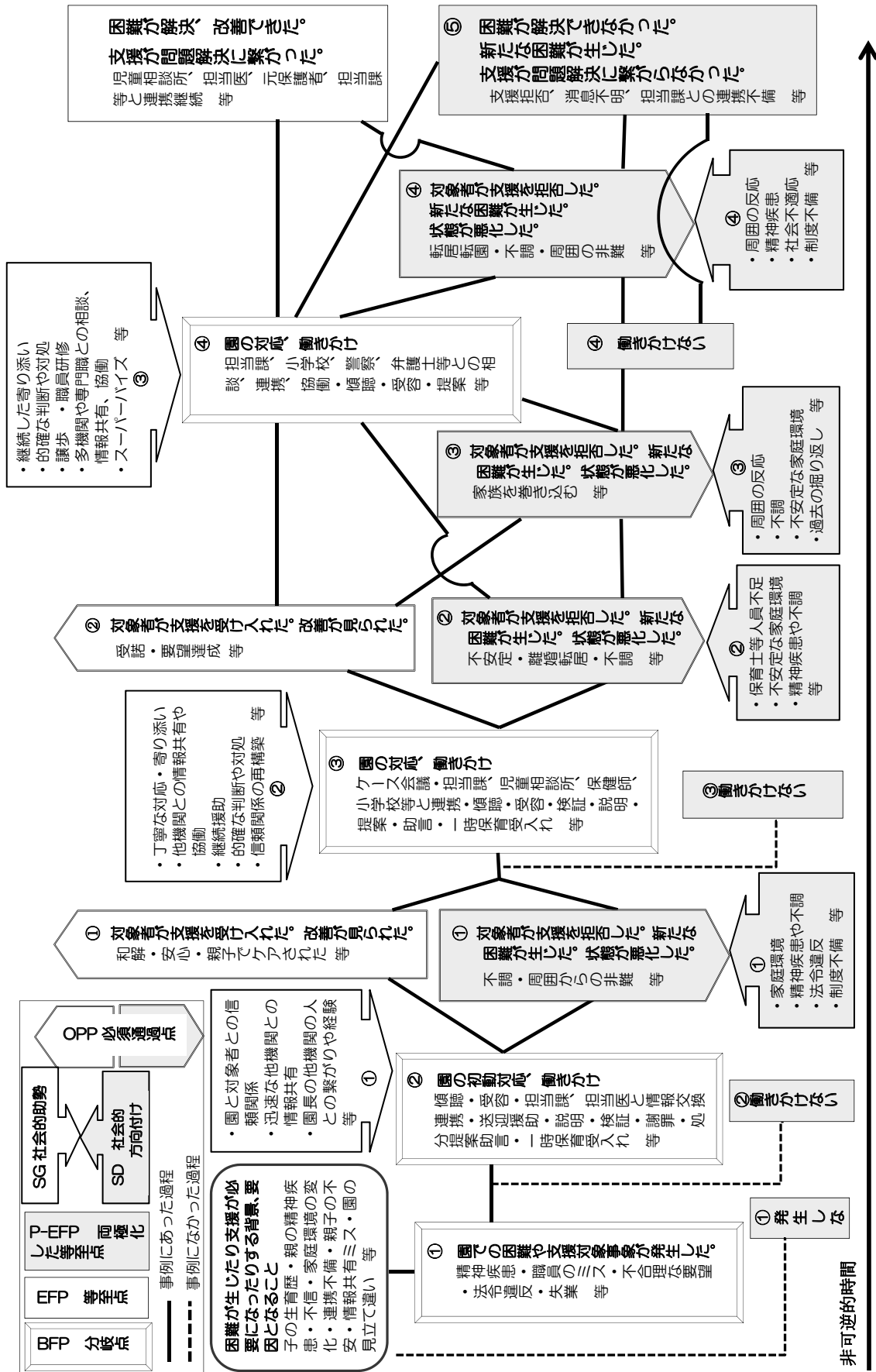


図1 保育所等における支援過程 (TEM図)

に向かうものに分岐した。ここで OPP (必須通過点) ① に作用するのが、SD (社会的方向付け) ①で、家庭環境、精神疾患や不調、法令違反、制度不備等であった。

3. 分岐点③ 園の対応、働きかけ

前述の OPP (必須通過点) ①、① の双方から、BFP (分岐点) ③「園の対応、働きかけ」、つまり、ケース会議・担当課、児童相談所、保健師、小学校との連携・傾聴・受容・検証・説明・提案等に向かった。ここでも、P-EFP (両極化した等至点) ③「働きかけない」に分岐する可能性もあったが、9事例ともに向かわなかった。この BFP (分岐点) ③に作用したのが、SG (社会的助勢) ②、つまり、丁寧な対応、寄り添い、他機関との情報共有や協働、継続援助、的確な判断や対処、信頼関係の再構築等であった。

BFP (分岐点) ③「園の対応、働きかけ」に対しての対象者の反応は、OPP (必須通過点) ②「対象者が支援を受け入れた。改善が見られた。」、つまり、受諾・要望達成等と、OPP (必須通過点) ②「対象者が支援を拒否した。新たな困難が生じた。状態が悪化した。」、つまり、不安定・離婚転居・不調等とに分かれた。この OPP (必須通過点) ② に作用したのが、SD (社会的方向付け) ②、つまり、保育士不足、不安定な家庭環境、精神疾患や不調等であった。

その後、OPP (必須通過点) ②「対象者が支援を受け入れた。改善が見られた。」からは、BFP (分岐点) ④「園の対応、働きかけ」、つまり、担当課、小学校、警察、弁護士等との相談、連携、協働・傾聴・受容・提案等へ向かうものと、間に、OPP (必須通過点) ③「対象者が支援を拒否した。新たな困難が生じた。状態が悪化した。」、つまり、家族を巻き込む等へ向かった後、BFP (分岐点) ④「園の対応、働きかけ」に向かうものもあった。OPP (必須通過点) ②「対象者が支援を拒否した。新たな困難が生じた。状態が悪化した。」からは、BFP (分岐点) ④「園の対応、働きかけ」に向かうものもあったが、一方、さらに新たな OPP (必須通過点) ③「対象者が支援を拒否した。新たな困難が生じた。状態が悪化した。」へ向かい、そのまま、P-EFP (両極化した等至点) ④「働きかけない」へ向かう事例もあった。この OPP (必須通過点) ③ に作用するのが SD (社会的方向付け) ③、つまり、周囲の反応、不調、不安定な家庭環境、過去の掘り返し等である。

4. 分岐点④ 園の対応、働きかけ

ここが最後の分岐点となった。事例ごとの収束に向かって、関わりも深く広くなっていく。ここでの働きか

けの内容は、担当課、小学校、警察、弁護士等との相談、連携、協働であり、ここに作用する SG (社会的助勢) ③も、継続した寄り添い、的確な判断や対処、譲歩、多機関や専門職との相談、情報共有、協働と展開を見せたり、スーパービジョンが入ったり、職員研修も行われている。その後すぐに、EFP (等至点)「困難が解決、改善できた。支援が問題解決に繋がった。」、つまり、児童相談所、担当課、元保護者、担当医等との連携継続等に達する事例がある一方、最後に P-EFP (両極化した等至点) ⑤「困難が解決できなかった。新たな困難が生じた。支援が問題解決に繋がらなかった。」、つまり、消息不明等へ向かい問題を抱えたまま収束を迎える事例もあった。

また、この時点で、P-EFP (両極化した等至点) ④「働きかけない」方向も出てくる。これは、繰り返す転居で対象者と関係が持たなくなってしまう事例もあり、働きかけたくても、働きかけられない状態に陥っている。そのまま、OPP (必須通過点) ④「対象者が支援を拒否した。新たな困難が生じた。状態が悪化した。」、つまり、転居転園・不調・周囲の非難等へと向かうものと、一足飛びに、最後の P-EFP (両極化した等至点) ⑤「困難が解決できなかった。新たな困難が生じた。支援が問題解決に繋がらなかった。」、つまり、支援拒否等へ向かい収束されるものもあった。OPP (必須通過点) ④には、SD (社会的方向付け) ④、つまり、周囲の反応、精神疾患、社会不適応、制度不備等が作用していた。また、この BFP (分岐点) ④「園の対応、働きかけ」から、OPP (必須通過点) ④を経た後に、最後に EFP (等至点) へ向かい、改善して収束したものと、P-EFP (両極化した等至点) ⑤へ向かい、支援が解決に繋がらないまま収束したものとに分かれた。

支援過程を時系列にまとめ、TEM 図にすることで、支援が解決に繋がったのか、繋がらなかったのか、その分岐点が可視化できた。支援が解決に繋がったところに働いた力 (社会的助勢) と繋がらなかったところに働いた圧力 (社会的方向付け) も確認でき、保育所等で行われている支援過程の実情がそこに読み取れる。支援が問題解決に繋がった事例数とそうでない事例数は5対4であった。しかし、表3の収束状況で分かるように、支援が届いて解決したのではないという、どちらもいえない事例が「支援が問題解決に繋がった」の中にも含まれていることを付け加える。

IV 考察

1. 支援過程の分析から

分析で作成した TEM 図において、「支援が問題解決に

繋がった（等至点）」「支援が問題解決に繋がらなかった（両極化した等至点）」の分岐点に影響した力や背景が、等至点側へは信頼関係や丁寧な対応、過去の繋がりや経験、スーパービジョンや研修などの社会的助勢に導かれていた。他方、両極化した等至点に向かわせるのは、家庭環境の悪化や制度の不備、マイナス面として残っている過去の掘り返し、周囲の反応などが社会的方向付けとして働き、問題は収束することなく、新たな困難を生み、悪循環に陥っていた。この「SG：社会的助勢」「SD：社会的方向付け」を整理分類し、表4にまとめ、SDとSGの分類によって、「支援が問題解決に繋がった」か「繋がらなかった」かの分岐要因を明らかにした。所園側のインタビューであるため、SD：社会的方向付けは支援対象者によるものがほとんどとなり、偏りがある。しかし、SG：社会的助勢にも支援対象者が関わるものも含まれていたため、支援が問題解決に繋がらなかった事例では、SD要因の方が強かったということであろうか。支援がうまくいっている事例では、時系列で初期は「園長の他機関の人との繋がり」であったが、次第に「他機関との連携」になり、「協働」に変化していき支援が展開する姿が見て取れる。一方、初期から最後まで支援対象者が拒否を通し、園もどうしてよいかわからない事例も

あったが、これこそ、ソーシャルワークの専門家にゆだねる道を作るのが園の役目であろう。

岩間（2015）は、『ソーシャルワークの展開過程は、いくつかの構成要素から成り立っている。こうした構成要素は、「段階（stages）」や「局面（phases）」などといわれる。』と述べており、これはTEM図の必須通過点や、分岐点と置き換えられる。このように、保育・教育現場での子育て支援においてもソーシャルワークの展開過程が表れていることが、TEM図作成を通して示された。

このソーシャルワーク展開過程と図1の保育所等における支援過程（TEM図）とは同様の流れで展開され、保育ソーシャルワークが、支援の対象者と支援する者とのキャッチボールのようなやり取りで進められ、共同作業で問題を解決していることが分かる。終始一方通行の場合は、対応初期から両極化した等至点に向かい、その時の対象者の「思い」は、終始怒りや孤独感といったネガティブな感情であると推測される。どこかに繋がねばならないその「思い」を、園の対応の限界を含めSOS発信できることが求められている。

非可逆の時間の上を、状態は行きつ戻りつしながらも、解決に向かったり、突然の退所で対象者がいなくなり、支援が断たれることもある。保育者や所園長たちが、保

表4 SDとSGの分類による「支援が問題解決に繋がった」か「繋がらなかった」かの分岐要因

SD 社会的助勢 「支援が問題解決に繋がった」 等至点に向かう 何らかの援助的な力	要因	園から見た相手	頻度
	丁寧・継続・譲歩	支援対象者	5
	寄り添い・援助	支援対象者	4
	的確な判断	支援対象者	2
	信頼関係	支援対象者	2
	他・多専門機関連携・協働	他機関	4
	迅速な情報交換	他機関	1
	園長の人の繋がり・経験	他機関	1
	スーパーバイズ・研修	園内	2
SG 社会的方向付け 「支援が問題解決に繋がらなかった」 両極化した等至点 「繋がった」に向かうこと を妨げる力	環境要因・文化的圧力等	所在	頻度
	疾患・不調（特に精神的な）	支援対象者	4
	社会不適合・法令違反・過去の掘り返し	支援対象者	3
	不安定な家庭環境	支援対象者	3
	周囲の反応	支援対象者	2
	制度不備・保育士等人員不足	園・自治体・国	3

育ソーシャルワークをしているという自覚はなかったとしても、こうして保育現場では保育ソーシャルワークは常に行われ、必要に迫られて繋がりも少しずつ広がり、連携へと発展していることがインタビューを通して確認できた。多くの機関と会議をもつなど組織化されているところは、重篤な困難ケースでも支援を展開することができており、対象者も園も安心を得ていた。

一方、対象者が不安からどんどん行動をエスカレートさせ、それに対応できる人が次第に限られていき、最終的に行き場を失っていくという例も9事例中2事例あり、対応に専門知識が必要であった。その背景や要因に精神疾患があることが多いと予測される中、現場としても、繋がりたい専門職に精神科医師をあげている園もあった。では、現状において、保育者は精神保健に関する専門知識をどこから得ればよいのだろうか。すでに、小児保健等で保育現場が繋がっていることが多い専門職である保健師は、ほとんどの人が精神保健福祉士資格も持ち、精神保健の専門家でもある。不安が高く、子育てに困っている母親への対応の仕方を、すでに繋がっている保健師に教えてもらうことも解決への手がかりとなる。ある園では、不安の高い保護者とうまく繋がれるように、保健師に職員研修会講師を依頼して学んでいた。そうした病等をもつ親と生活し、育てられている子どもへの特有の配慮や援助は、日常的に必要であり、子育ての困難さへの予防的援助が今後の保育の課題となる。子どもや保護者理解に欠かせない専門知識を得たうえで、保護者の子育てを支える姿勢が大切であり、専門知識がないことで、対応すればするほど関係や状態の悪化が進み、決裂することだけは防がねばならない。

また、産業医を利用したり、法人等で加入している保険の中に、メンタルヘルスの相談窓口があるという園もあり、園の精神保健関係の相談や専門知識を得るためにも、大きな価値があると考えられる。

一方、他機関からのソーシャルワークに保育所等を積極的に組み込んでもらうこともひとつの方法である。自治体の生活保護関係課には必ずソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）が配置されている。また、ほとんどの精神科病院には、精神医療ソーシャルワーカー（精神保健福祉士）が配置されており、この医療ソーシャルワーカーと繋がることができれば、間接的に保護者や職員が通院している精神科医師と繋がるができる。すでに保護者の通院に付き添う援助を行っている園長もいたが、一方で、保育者の精神疾患も困難事例には複数見られ、「一番困っているのはここです」と悩む園長の姿もあった。保育士等の離職や数の不足にもかかわり、すでに職員のメンタルヘルスの管理が園の大きな課

題になっている現状も見え、対策が急務であると考えられる。

また、児童発達支援事業（療育）との連携については、近年必要に迫られ、公私立共、進展、浸透してきたことがうかがえた。児童発達支援事業（療育）施設では、多くの場合、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士等が日々の療育を行い、そのほかにも、児童精神科医、看護師、心理士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と、職員が専門家集団であることが多い。対象児が利用するには、自治体に申請して受給者証が必要な事業ではある。しかし、療育施設に通所していなくても、保育所等訪問支援事業だけを利用している例も多く見られるようになった。どこの療育施設も待機児が存在する中、子の発達が気になり不安な母が、保育所等の一時保育を毎日のように利用している例があった。この困難事例をかかえる園では、地域の待機児へも目を向け、ニーズに合致した制度を自治体に要望し、「社会変革機能」をも担っていた。他の困難事例でも、子どもの発達にかかわり、保護者支援を課題とするものも多く、保護者の自己決定を尊重しつつ、家庭と園所とが両輪となることの難しさも多く語られた。子どもの発達の専門機関として、保育所等における「療育」の質を高める必要もあり、療育の質が高まれば、おのずと全体の保育の質も高まると推測される。

保育所等が行っている困難事例の支援過程を可視化し、支援が届き、改善に向かうか否かの分岐理由は、他機関と繋がり連携へと発展しているか否かであることを、うかがい知ることができた。多くの他機関と連携がとれていることは、親子自身の生きる術が広がることを意味するのではないだろうか。たとえその困難が、虐待や親の精神疾患という重篤なケースであっても、自治体や福祉、医療のスーパーバイズを求める術があれば、自所園にソーシャルワーカーが存在していなくとも、どこかに繋がり、困っている親子の命を守ることができていた。他機関との連携は保育所等の責務であるとも言え、そこが、問題と目的で述べたように、保育所保育指針等において、保育士にソーシャルワーク力が必要と示されている所以であろうと考えられる。

現状での繋ぐ担い手は、ソーシャルワーカーが存在しないために、所園長であることが多い。改定された保育所保育指針の「第5章 職員の資質向上」では、施設長としての専門性等の向上に努めることとし、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、社会情勢等を踏まえ、繋ぐ担い手となることも、その専門性に含まれていると読み取ることができる。また、「第4章 子育て支援」のなかでも、保護者に対する子育て支援における地域の関

係機関等との連携及び協働を図り、保育所全体の体制構築に努めることとあり、ソーシャルワークの他機関と繋がる方法およびそのルールにもふれられている。この園長の責務に関する記述は、前回の改定で社会情勢を背景に保育所の専門性に関して、保護者支援等も強調されるように入れられた部分である。なお、幼稚園教育要領の中には改訂前も改訂後も園長の責務等についての記載はない。改訂前の解説書の中では、保護者の養育が不適切である場合等の保護者支援について、子どもの最善の利益を重視しつつ、市町村などの関係機関と連携し適切な支援を行うなど、幼稚園の福祉的役割、ソーシャルワークの機能にふれられている。認定こども園教育・保育要領においても同様で、園長の職務の記載や他機関との連携の記述は本文中ではなく、解説に同様に記述されている。インタビュー調査園の中には幼稚園も認定こども園もあり、実際にはいずれの園長も保育所園長と同様に困難事例にあたっていたことから、教育と福祉が融合している場として、園長の責務も同様にあると考えられる。この園長の責務と専門性については、小林・民秋（2012）も「園長の責務と専門性の研究－保育所保育指針の求めるもの－」のなかで、園長に望まれる研修内容として「保育とソーシャルワークの融合」をあげている。園長は、守秘義務と子どもの利益に反することの現実の狭間で、それまでの経験や知識をもとに瞬時に判断し、子どもや親や職員を守らねばならない。園長が相談できる機関を作っておくことも危機管理として大切な職務と言える。

「要支援家庭のための関連機関・団体の連携状況－全国自治体調査結果から－」（野澤・大内・戸田・山本・神谷・中村・望月，2016）によると、生活困窮家庭の支援をめぐる関連機関・団体との連携状況、ひとり親家庭、外国籍の保護者、子どもが障がいをもつ家庭、保護者が障がいをもつ家庭、うつ病等の精神疾患を持つ保護者、児童虐待が疑われる家庭の支援をめぐる連携状況、これらすべての要支援家庭において、「保育園」は当該部署と「連携・機能」の割合が最も高かったとある。その割合は、全要支援家庭において4割以上で、虐待が疑われる家庭は7割以上であり、保育所保育指針に支援を必要とする家庭、児童の優先入所の原則や、保護者支援が業務のひとつに明示されているためであると考えられる。『「保育園」は関係機関と連携を図りながら要支援家庭への支援を行う最前線の施設であるといえる』（野澤他，2016）ことを明らかにする調査結果であり、『「保育園」は各自治体にとって要支援家庭を支えるために重要な社会資源になっている』（野澤他，2016）ことが示された。一方『「保育園」の「機能不十分」「未連携」「その他・不明」を合わせると、各要支援家庭別に2～4割程度あり、自治体

によっては、連携体制や機能が十分でないことも明らかになった』（野澤他，2016）ことは課題である。その要因にはインタビュー調査の中でも語られていた、保育者の資質の問題を含む人員不足や業務の複雑さ、長時間保育、地域も含む支援対象の広がり、看護師さえ配置できない運営経済状況からくる、専門職の不備などが考えられる。結果として、調査で語られたようなストレスに起因する保育士等の心身の健康被害にも繋がり、人員不足へと悪循環しているとも考えられる。保育所等の負担を減らすことができるよう、要支援家庭への早期対応のためにも、保育所等にこそ、ソーシャルワーカー、ソーシャルワークの機能を備えた保育アドバイザー、スーパーバイザー等の配置、派遣が急務であると考えられる。

調査の結果、保育現場に、支援が届く組織的な連携があれば、重篤なケースも解決に向かうことが示された。現代の多様な子育ての姿に対応すべく、保育所等の組織的な保育ソーシャルワーク力の向上には、保育とは違う専門性を持つソーシャルワーカーとも繋がり、協働できることが必須であろう。それが支援の深さとその担い手の可能性を広げると考えられる。

2. 今後の課題

まず、本研究は少数の調査対象から得られたデータの質的な分析に基づく検討であり、地域性などの視点は含まれておらず、結果の一般化には今後のさらなる研究が必要である。ソーシャルワーカー等の配置、派遣をどう実現するのかを考えると、すでに保育アドバイザー等もキンダーカウンセラー等も配置している園では、その保育理念に関わりがあった。保育理念が即座に反映できるのは、自ら経営をしている民間園であり、限られた経済事情の中、必要なものと引き換えに必要でないものを取捨選択し、経営しているからであろう。「子育て支援が日本を救う」（柴田，2016）で示されているように、乳幼児期を大切にし、お金をつぎ込むことが将来納税者となって国に還元されることになるとも言われている。国や自治体に、子どもや親に寄り添える保育に投資してもらうことが一番の課題であり、現場で必要とされているソーシャルワーカー機能の配置に向けて、今後も継続した研究が望まれる。

最後に、保育士等に求められるソーシャルワーク力とその養成課程における課題について述べる。保育所保育指針の改定により、保育士等の養成課程も移行し、ソーシャルワークに関する学びも養成課程に組み込まれている（西尾・立花・安田・波田，2015）。しかし、松本（2008）は、学校等で実践的に学ぶ時間は少なく、教育の方法に課題があり、保育の質を維持するには、保育士自

らが国家資格である福祉の専門職と自覚して、連携という視点からソーシャルワークを十分理解していることが有効であろうと述べている。さらに、ソーシャルワークを実践できる力を身につけることが、社会的に必要とされていると、今後の保育士養成のあり方についても述べている。

また、保育士等のソーシャルワーク力の資質向上については、「保育士個人として必要な支援のスキルだけでなく、保育所組織としての実践環境に着目した保育ソーシャルワークの構成概念を明らかにし、実践環境をアセスメントするための尺度を開発する」(山城, 2017) 研究も始まっており、保育ソーシャルワークの可視化を進め、評価し、保育に生かす動きが期待されている。

保育所等が子どものセーフティネットとなり得る日々の保育の中で、保育士等が担う「気づく」「判断する」「行動する」力を資質向上の課題とし、更なる研鑽へ繋げる一方、保育ソーシャルワーカーの専門性を保育に反映させる具体的な方法を、それぞれの地域、自治体で検討していかなければならない。

注

- 1) ①人と人を結ぶ。②相手の気持ちなどが離れていかないようにする。③結びつけてひと続きのものにする。④離れているもの、切れているものを続け合わせて一つにする。また、そのようにして通じるようにする。⑤なんとか長く、切れないようにたもたせる。たえないようにする。⑥足跡などをたどって行方を追い求める。

文献

青木一永 (2016) 「保育者の保育内容構想過程に関する研究－複線径路・等至性モデリング (TEM) を活用して－」 大阪総合保育大学紀要, 第11号 pp.73-90

荒川歩・安田裕子・サトウタツヤ (2012) 「複線径路・等至性モデルの TEM 図の描き方の一例」 立命館人間科学研究, 25巻 pp.95-107

伊藤良高・永野典詞・中谷彪編 (2011) 「保育ソーシャルワークのフロンティア」 晃洋書房

岩間文雄 (2015) 「ソーシャルワークの展開過程についての検討」 関西福祉大学社会福祉学部研究会, 18巻, 2号 pp.11-18

小林育子・民秋言編 (2012) 「責務と専門性の研究」 萌文書林

厚生労働省 (2008) 「保育所保育指針解説書」
<https://www.mhlw.go.jp/file/> (2017年5月10日閲覧)

厚生労働省 (2017) 「保育所保育指針」
<https://www.mhlw.go.jp/> (2017年5月3日閲覧)

厚生労働省 (2018) 「保育所保育指針解説書」
<https://www.mhlw.go.jp/file/> (2018年9月8日閲覧)

松本しのぶ (2008) 「保育士に求められるソーシャルワークとその教育の課題－地域子育て支援をめぐる動向から－」 奈良佐保短期大学研究紀要, 第15号 pp.65-75

文部科学省 (2017) 「幼稚園教育要領」
www.mext.go.jp/ (2017年4月5日閲覧)

内閣府 (2017) 「認定こども園教育・保育要領」
www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/index.html (2018年5月3日閲覧)

日本保育ソーシャルワーク学会 (2016) 『保育ソーシャルワーカー養成研修要綱「初級保育ソーシャルワーカー」及び「中級保育ソーシャルワーカー」認定、登録にかかる申請手続きについて』

西尾祐吾・立花直樹・安田誠人・波田埜英治 (2015) 「保育の質を高める相談援助・相談支援」 晃洋書房

野澤義孝・大内善広・戸田有一・山本理絵・神谷哲司・中村強士・望月彰 (2016) 「要支援家庭のための関連機関・団体の連携状況－全国自治体調査結果から－」 心理科学, 第37巻, 第1号 pp.40-56

柴田悠 (2016) 「子育て支援が日本を救う」 勁草書房

小学館 (2017) 「小学館国語辞典編集部」
<http://www.daijisen.jp/> (2018年1月10日閲覧)

鶴宏史・中谷奈津子・関川芳孝 (2016) 「保育所における生活課題を抱える保護者への支援の課題～保育ソーシャルワーク研究の文献レビューを通して～」 武庫川女子大学大学院教育学研究論集, 第11号 pp.1-8

山城久弥 (2017) 「保育ソーシャルワークの構成概念と尺度開発－保育士や保育所の実践環境に着目して－」 日本ソーシャルワーク学会第4回研究大会抄録集 p.121

安田祐子 (2005) 「不妊という経験を通じた自己の問い直し過程：治療では子どもが授からなかった当事者の選択岐路から」 質的心理学研究, 第4号 pp.201-226

全国保育士会 (2017) 『第12回「保育スーパーバイザー」養成研修会開催要項』

謝辞

本論文作成にあたり、たいへん多くの方々にご支援、ご協力を賜りました。特に、お忙しい中、調査内容をご理解いただき、ご協力くださった保育所園、認定こども園、幼稚園の所園長先生方に心から感謝申し上げます。

Present Situation and Possibilities of Carriers of “Connecting” Function in Childcare Social Work

: Analysis of the Support Process of Difficult Cases
by TEA (Trajectory Equifinality Approach)

Junko Shibuno

Research Institute for Osaka University of Comprehensive Children Education

Interview survey was conducted on the nursery school principal about the support process of difficult cases at nursery schools and the like, and it was analyzed by trajectory equifinality modeling (“TEM”) and shown. In the branch whether support was “able” or “not possible”, the demonstration of childcare social work ability as childcare expertise was effective, but on the other hand, the current day care center is heavily loaded, and the limit to support was indicated.

If there is systematic cooperation leading to “being able to support” at nursery schools, it is found that serious cases will be settled. In order to respond to the diversity of modern day child rearing, it is essential for improvement of systematic childcare social work ability at nursery schools to cooperate with social worker different expertise from nursery. It will expand the depth of support and the possibilities of its contributors.

Key words : childcare social work, child rearing support, connecting, other agencies, cooperation